

## 関係各課意見記入票

高槻市都市創造部審査指導課

※建築確認申請及び指定確認検査機関へ經由するには、関係各課への下見が必要です。

関係各課の下見が済みましたら、下記欄に経由印を押印してもらってください。

(注意) 申請の内容によっては、下記以外の関係各課に下見の経由をしていただく場合があります。

## 建築主名

<p>①審査指導課（6F）</p> <p>※全ての申請に必要</p>	<p>②審査指導課（6F）</p> <p>※1 宅地造成等工事規制区域内のもの（全ての申請に必要）</p> <p>※2 都市計画法第29条の許可を受けたもの（宅地分譲除く）</p> <p>※3 市街化調整区域内のもの</p>
<p>開発調整チーム</p>	<p>開発審査チーム ※2の場合は①の前に経由してください。</p>
<p>条例協議</p> <p>有 ・ 無</p> <p>&lt;番号&gt;</p>	
<p>③下水河川企画課（7F）</p> <p>※全ての申請に必要 ※確約書を持参してください。</p>	<p>④文化財課（総合センター8F）</p> <p>※埋蔵文化財の遺跡所在地に該当するもの</p>
<p>⑤都市づくり推進課（6F）</p> <p>※直近に都市計画道路がある、用途地域が確定できない等</p> <p>高槻市景観対象：建築物 高さ15m超又は建築面積1,000㎡超</p> <p>工作物 高さ10m超又は築造面積2,000㎡超</p> <p>立地適正化計画に基づく届出対象（居住誘導区域外、都市機能誘導区域外）</p>	<p>⑥管理課（5F）</p> <p>※法令の許可等がない寄付道路等</p>
<p>⑦農林緑政課（総合センター9F）</p> <p>※近郊緑地保全区域内、風致地区内のもの</p>	<p>⑧保育幼稚園指導課（総合センター7F）</p> <p>※私立保育所の場合</p>
<p>⑨道路課（5F）</p> <p>※道路事業実施中路線に接する敷地</p>	<p>⑩私学・大学課（大阪府咲洲庁舎）</p> <p>※私立学校・幼稚園の場合。（学校法人の確認）</p>
<p>⑪管路整備課（水道部）</p> <p>※給水詳細協議が必要なもの</p>	<p>⑫清掃業務課（エネルギーセンター）</p> <p>※既設の浄化槽のメンテナンス状態を確認する場合。</p> <p>浄化槽の確認には、住居表示、施主名および管理者名が必要となります。</p>
<p>公園課（5F）</p> <p>※緩和を適用する市管理公園等</p>	<p>アセットマネジメント推進室（5F）</p> <p>※市所有地での建築確認（公園内の集会所等）</p>